

最高裁秘書第3421号

平成29年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

5月9日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2171号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

二回試験終了後の海外旅行につき，純粋な観光目的の場合は許可しないと定めた文書（「司法修習ハンドブック」及び「修習生活のオリエンテーション」は除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

